

朝日新聞 2012年2月22日夕刊「大阪市、職員メール調査」に掲載されたコメント

「高野一彦准教授（情報法・企業法）の話 一般に社内 LAN は管理者が監視しているという前提で運用されており、そこを通過するメールを雇用主が見ることは、プライバシー権の侵害にあたらないという判例が優勢だ。大阪市が市職員の庁内メールを閲覧することも、プライバシー権で対応することは難しい。ただ厚労省のガイドラインなどに照らし、従業者に精神的な苦痛・圧迫が起こらないような配慮が必要だ。」